

第10章 水防施設並びに資材器具、車両及び土地等の使用又は収用

第1節 水防倉庫及び管理人

- 1 水防作業に必要な資材器具等は、水防倉庫に備蓄し、常時使用できるよう管理する。備蓄資材器具は、資料様式編第10のとおりである。
- 2 備蓄資材器具の管理のため、水防倉庫に管理人を置く。管理人は、水防倉庫付近に居住する水防隊員のうちから市長が委嘱する。
- 3 水防倉庫の管理人は、資料様式編第11のとおりである。

第2節 資材器具、車両及び土地等の使用又は収用

- 1 法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、本部長、水防隊長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。